

第 17 回世界湖沼会議滋賀県民等参加助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 平成 30 年 10 月に茨城県で開催される第 17 回世界湖沼会議（以下「会議」という。）への住民等の参加促進を図るため、公益財団法人国際湖沼環境委員会理事長（以下「理事長」という。）は、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成金の対象となる者)

第 2 条 この助成金の対象となる者は、滋賀県内に在住する者または通勤、通学する者とする。

(助成金の対象となる経費)

第 3 条 この助成金の対象となる経費は、会議登録料、交通費および宿泊費とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、一人あたり 40,000 円を上限とする。（予算の範囲を超える場合は、発表者以外の者は、申請者数により減額する。）

(助成金の交付方法)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会議終了後から平成 30 年 11 月 16 日までの期間に助成金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に必要事項を記入して、次の書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

- (1) 会議参加登録料、交通費および宿泊費の支払いを証明する領収書等の原本
- (2) 滋賀県内に在住または通勤、通学することが確認できる身分証明書等の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、速やかに助成金交付決定通知書兼交付通知書（様式第 2 号）を、申請者に送付するとともに、助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取消等)

第 6 条 理事長は、次の各号に該当する場合は、前条で規定する交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、虚偽の申請を行った場合
- (2) 申請者が、その他この要綱に違反した場合

(助成金の返還)

第 7 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第 8 条 理事長は、助成金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、申請者に対し報告をさせ、またはその配下職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、もしくは関係者に対し質問させることができる。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 30 年 5 月 28 日から適用する。